

目次

定年前後のお金と暮らし

お得意技[®] ベストセレクション **最新版**

巻頭特集

2022年の法改正で暮らしはどう変わる？

1章 定年前後の年金

特集 今さら聞けない！年金のいろは

01	保険料に月400円を上乗せで年金額が大幅アップ	18
02	年金の繰り下げ受給で年間の「支給額」をアップ	19
03	繰り上げ受給は年金額が生涯減額される	20
04	繰り上げ受給は一度選ぶと変更できない！	21
05	繰り上げ受給すると障害基礎年金がもらえない	21
06	配偶者の死後は遺族年金を受け取る	22
07	死亡一時金より寡婦年金のほうが額は上のこともあるので要確認	23
08	年金と生活保護は同時に受給できる可能性がある	24
09	銀行の口座は年金受け取り口座に指定しよう	25
10	クレカで保険料を支払いポイントを貯める	25
11	過去に勤めた会社から企業年金を受給できる	26

11



2章 定年前後の雇用保険

特集 早期退職のメリットとデメリット

01	再就職を早めて再就職手当をゲット	34
02	65歳前の退職で失業手当と保険を同時受給できる	37
12	大きな病気やけがをしたら障害年金を受け取ろう	26
13	転職時の手続きに不備があると年金を受け取れないことも	27
14	給与＋年金≧28万円以下なら年金額の減額が免除される	28
15	65歳以降は給与＋年金≧47万円未満で減額免除	28
16	再就職後は週20時間労働にして支給停止を回避	29
17	昭和36年以前に生まれた男性と昭和41年以前に生まれた女性は特別支給の老齢厚生年金を受給できる	30
18	配偶者や扶養家族がいれば加給年金がもらえる	31
18	☑「定年前後の年金」やるべきことチェックリスト	32

33



3章 定年前後の税金・助成

特集

退職後は「なに」を「いくら」納めるの？

- 01 すまい給付金で住宅購入の負担を軽減……………46
- 02 住宅ローン減税を受けられないなら投資型減税を要検討……………47
- 03 バリアフリーリフォームで所得税が控除される……………47
- 04 退職金は一時金であれば非課税の可能性アップ……………48
- 05 退職金を前借退職金扱いにして非課税にする……………48
- 06 退職の翌年に確定申告をすると納めすぎた所得税が還付されることも！……………49
- 07 通院中に確定申告をすると税金が還付される可能性がある……………50
- 08 「ふるさと納税」で税金の控除が受けられる……………50
- 09 震災などで被害を受けたら雑損控除で損害を軽減しよう……………51
- 10 子どもの年金保険料を支払うと所得控除を受けられる……………52
- 11 親や孫が扶養家族の対象になる可能性がある……………52

- 09 遠方で求職活動をして広域求職活動費をもらおう……………41
 - 08 会社都合の退職理由であれば失業保険の日数が多くなる……………41
 - 07 再就職活動を行って高年齢求職者給付金をもらおう……………40
 - 06 介護のための休職で給与が減ったら介護休業給付をもらおう……………39
 - 05 再雇用で給与が下がっても給付金をもらえる……………39
 - 04 失業保険の受給期間は最大3年間延長できる……………38
 - 03 ハローワークへの手続きで失業保険の受給期間を1年延長する……………38
- 「定年前後の雇用保険」やるべきことチェックリスト……………42



4章 定年前後の健康保険・介護保険

特集

急な入院で損しないための準備

- 01 家族が「協会けんぽ」に加入していれば扶養に入って得する……………60
 - 02 退職後も健康保険は継続して利用できる場合がある……………60
 - 03 退職日の翌日から14日以内に国民健康保険の手続きを行う……………61
 - 04 退職後でも同じ内容の保険給付を受けられる場合がある……………61
 - 05 65歳未満でも申請をすれば介護保険を受けることができる……………62
 - 06 医療費が年間10万円を超える場合は医療費控除を受けられる……………62
 - 07 特定の医薬品購入額が1万2000円を超える場合は所得控除になる……………63
 - 08 高額な介護サービスは負担額の超過分が払い戻される……………63
 - 09 在宅介護の場合は慰労金を得られる……………64
 - 10 難病の治療には医療費サポートを受けられる……………64
 - 11 医療費が高額になった月は払い戻しが受けられる……………65
 - 12 入院期間は月をまたがないようにすれば得する……………65
 - 13 介護費と医療費の合計が高額な場合は負担を軽減できる……………66
 - 12 退職金は年金受け取りにすると多く受け取れる可能性も……………53
 - 13 退職所得控除の適用を受けないと損する……………53
 - 14 生命保険料控除により最大12万円の所得控除……………54
 - 15 地震保険料控除を受けて上限5万円の所得控除……………54
 - 16 夫との離婚・死別で寡婦控除の対象に……………55
- 「定年前後の税金・助成」やるべきことチェックリスト……………56



5章 定年前後の相続

特集 生前贈与がお得なのは今だけ!?

- 01 遺言書を法務局に保管してトラブルを防ぐ 74
- 02 借金や未払金は相続を放棄できる 74
- 03 相続人以外の親族でも相続の請求が可能 75
- 04 年間110万円までなら贈与税がかからない 76
- 05 生前贈与をする際は2500万円までなら非課税になる 76
- 06 養子を増やすと相続税の控除額も増える 77
- 07 住宅資金を非課税にできるのは2021年12月31日まで 77
- 08 住宅の相続評価額を特例で大幅削減 78
- 09 事業用の宅地も「小規模宅地等の特例」を活用して相続税を減額 78
- 10 居住用不動産購入資金を最大2000万円非課税にできる 79

- 14 入院時の食事代は減額させることができる 66
- 15 後期高齢者の医療費を3割負担から1割負担にできることも 67
- 16 親子などで世帯分離をすれば保険料を減額できる 67
- 17 感染症などの予防接種は自治体から助成を受ける 68
- 18 自治体によっては人間ドックの補助金をもらえる 68
- 19 葬儀の際に給付金が支給される 69
- 20 家族の埋葬料も支給される場合がある 69
- ☑ 「定年前後の健康保険」やるべきことチェックリスト 70



6章 定年前後の暮らし

特集 高齢者だからこそお得に！忘れてはいけない暮らし技

- 01 住宅ローンの利息は繰り上げ返済で減らす 88
- 02 マイホームを借り上げて賃料収入を得る 89
- 03 自宅を担保に貸し付けて生活費を入手 90
- 04 高齢者向け賃貸住宅はメリット大 90
- 05 一時払い個人年金保険は退職金の運用先としてよい 91
- 06 定年退職後は死亡保障より医療保障を重視する 91
- 07 保険金の申告漏れは税務署から指摘されるので注意 92
- 08 保険料の支払いを止めて保障を継続する方法 93
- 09 連帯保証人がいなければ民間保証を利用する 93
- ☑ 「定年前後の暮らし」やるべきことチェックリスト 94
- 監修者紹介 95

- 11 配偶者の死後に住宅とは別に財産が受け取れる 79
- 12 最低限の遺留分は保証されているため請求することができる 80
- 13 特別障がい者への贈与は最大6000万円非課税にできる 80
- 14 教育資金援助は3月までなら最大1500万円が非課税になる 81
- 15 子育て支援は1000万円までなら非課税になる 81
- ☑ 「定年前後の相続」やるべきことチェックリスト 82